

令和7年度 地域少子化対策重点推進事業実施計画書（新生活①）

事業メニュー	結婚新生活支援事業
区分	都道府県主導型市町村連携コース
関連事業メニュー	4.2 結婚新生活支援事業（都道府県主導型市町村連携コース）
個別事業名	入善町新婚世帯住居費等支援事業
実施期間	交付決定日～令和8年3月31日
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け	<p>&lt;自治体における少子化対策の全体像&gt; ※全事業共通</p> <p>入善町では、「ストップ人口減少」を最重要課題とし、総合計画の具体的な施策として「多彩な出会いの創出」に位置付けられている[入善町結婚応援事業『それ行け！結婚プロジェクト』]に取り組む。</p> <p>今年度も引き続き、独身男女の出会いの場を創出するため、婚活イベントの運営を行う。また、町の婚活サポーター「入善世話やき隊」とともに、結婚相談、お見合い立ち合いを行う。</p> <p>また、経済的支援が必要な若い世代に対して結婚新生活支援事業を行うことで、本町で新生活を始める若い夫婦の経済的不安及び負担の軽減を図る。</p> <p>&lt;本個別事業の位置付け&gt;</p> <p>婚姻後の新生活に係る費用を支援することにより、本町で新生活を始める若い夫婦の経済的不安及び負担の軽減を図る。</p>
個別事業の内容	<p>1. 住宅取得費用、住宅リフォーム費用又は住宅賃借費用に係る支援</p> <p>新規に婚姻した世帯の婚姻に伴う住宅取得費用、住宅リフォーム費用又は住宅賃借費用に対し、支援を行う。</p> <p>2. 引越費用に係る支援</p> <p>新規に婚姻した世帯の婚姻に伴う引越費用に対し、支援を行う。</p> <p>①上限額 1, 2をあわせて30万円</p> <p>②上限額 1, 2をあわせて60万円（夫婦の合計所得が500万円未満かつ夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の世帯）</p> <p>&lt;入善町独自要件&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得要件：なし</li> <li>・年齢要件：婚姻日における夫婦の合計年齢が100歳以下</li> <li>・町税の滞納がなく、2年以上定住する意思があること（返還義務あり）</li> </ul> <p>&lt;広報について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・優良事例の横展開支援事業を活用し、チラシ・ポスターなどでPRを行う。</li> <li>・テレビCMやFacebookなどで情報を発信し、町内外に向けて事業をPRする。</li> </ul>
広報の実施予定	結婚から育児までの事業を掲載したパンフレット印刷・配布を行う。町広報誌、HPに掲載し、SNS広告を利用して広く住民に周知する。